令和７年度

地域密着型サービス施設整備事業者募集要項

【書類提出窓口・問い合わせ先】

春日井市健康福祉部介護・高齢福祉課　指導担当

電話番号　0568-85-6921　 FAX番号 　0568-84-5764

Email 　　kaigo@city.kasugai.lg.jp

１　公募の趣旨

春日井市においては、第９次春日井市高齢者総合福祉計画に基づき、高齢
者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき地域密着型サービスを整備し運営する事業者を募集するものです。

２　公募期間

　　令和７年６月５日（木）から令和７年11月28日（金）まで

　　※受け付けは随時行います。ただし、応募状況によって締切を早める場合があります。

３　募集対象事業所等

募集を行う地域密着型サービス施設の概要は、次のとおりです。

第９次春日井市高齢者総合福祉計画に基づく募集対象事業所等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　年　度サービスの種類 | 2024（Ｒ６） | 2025（Ｒ７） | 2026（Ｒ８） |
| 小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護登録定員29名以下 | 今期計画における募集はありません |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) | ２箇所（18床１箇所及び27床１箇所） |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)定員29名以下 | １箇所 |

４　応募資格

⑴　法人格を有するもの、又は法人設立予定であること。

※　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、社会福祉法人又は、社会福祉法人設立予定であること。

⑵　令和９年４月１日までに事業開始が可能であること。

⑶　補助金を見込まず事業を遂行する計画であること（全額借入れによる計画は不可。）。

⑷　施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の３以上に相当する額を自己資金又は寄附金で確保していること。

⑸　役員等が、春日井市暴力団排除条例第２条第１号及び第２号に該当していないこと。

※　役員等とは、介護保険法第70条第２項第６号に規定する「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」を指す。

⑹　法人市民税等の公債権の滞納がないこと（債務承認し、計画的に分納している場合は除く。）。

⑺　申請地は、原則、次のア及びイの条件を満たす土地であること。

ア　土砂災害特別警戒区域（災害レッドゾーン）並びに土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）に該当しない土地であること。

イ　市街化調整区域においては次のいずれかに該当するものとする。
なお、建築物とは建築面積が30平方メートル以上のものをいい、また、共同住宅の場合は各住戸を１戸とし、寮の場合は建物１棟で１戸とする。

（ア）　50戸以上の建築物（市街化調整区域内にあるもの。以下、この項において同じ）の敷地が55メートル以内の間隔で連たんしている既存集落内の建築物の敷地から100メートル以内にある土地であること。

　　（イ）　申請地を中心とする半径300メートルの円内に100戸以上の建築物がある土地で、申請地から100メートル以内に１戸以上の建築物の敷地があること。

⑻　春日井市の施策に協力し、連携を図ること。

⑼　各種法令を遵守し、確認項目などを関係課に事前に確認するほか、関係機関にも確認すること。

⑽　応募の段階で地域住民への説明会を開催する等、整備計画の十分な周知説明をすること。また、選定された事業者は、選定から１か月以内に地域住民への説明会を開催の上、市に報告すること。

⑾　整備予定地に隣接する地権者に対し、整備計画に関する資料を配布し、個別に説明を行っていること。

⑿　実際に借り入れを予定する銀行と協議した上で、現実的な金利が設定されていること。

**※　応募後に資格を満たさないことが判明した場合、応募が無効となる場合があります。**

５　施設整備及び運営に関する基本的事項

　　施設の整備については各種法令を遵守し、次の確認項目などを関係課に事前に確認するほか、関係機関にも確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | 関係法 | 関係課 |
| 開発許可申請等 | 都市計画法、建築基準法等 | 建築指導課 |
| 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等 | 消防法等 | 予防課 |
| 防災等 | 水防法等 | 市民安全課河川排水課 |
| 農地転用等 | 農地法等 | 農政課 |
| 介護保険サービス全般 | 介護保険法、老人福祉法等 | 介護・高齢福祉課 |
| 社会福祉法人の定款等 | 社会福祉法等 | 福祉政策課 |

６　事業者の選定等

⑴　選定に係る主な審査項目

|  |  |
| --- | --- |
| No. | 内容 |
| １ | 経営の安全性整備計画の実現性等 | ・法人の運営（財務、実績等）・経営理念、運営方針、施設整備の考え方・立地状況、地元の理解 |
| No. | 内容 |
| ２ | 安全・安心なサービスの提供 | ・職員の人材確保、応援体制、定着支援、人材育成等働きやすい環境づくり・利用者が快適に生活できる環境・利用者の安全確保に向けた取組み・医療、関連機関との連携・虐待防止、身体的拘束等の適正化のための取組み・感染症対策、衛生管理、災害に対する配慮、業務継続計画・地域住民との交流の機会 |
| ３ | その他 | ・プレゼンテーション、取組姿勢 |

⑵　選定方法

指定基準に適合するかの書面審査を経た後、春日井市地域密着型サービ
ス施設整備事業者審査委員会において審査（質疑応答を含むプレゼンテーションを予定。日程等は後日、応募事業者に通知。）を行い、総合的に判断し、適当と認める事業者を選定します。なお、市が求める基準に満たない場合は選定しないことがあります。

⑶　選定結果の通知・公表

　　　選定結果は、全ての応募事業者に対し通知するほか、選定された事業者名などを春日井市ホームページで公表します。

７　整備計画書の提出

フラットファイル（Ａ４片面刷り・縦型・左綴じ。ただし、図面はＡ３で作成しＡ４に調整すること）で綴り、表紙及び背表紙に法人名及び事業所名（仮称）を記入し、提出書類一覧の番号を記載したインデックスを付して提出してください。

⑴　提出書類

　　「資料１　提出書類一覧表」のとおり

⑵　提出部数　８部（正本１部含む）

整備計画書

１

2

法人名　事業所名（仮称）

法人名

事業所名（仮称）

〈フラットファイル〉　　　　〈提出書類〉

※**提出後の書類の差し替えは、原則認めません。**ただし、本市から書類の補正や追加資料の提出を求める場合があります。

※提出書類の様式は、「春日井市ホームページ」よりダウンロードして使用して下さい。

ｖ令和７年度地域密着型サービス施設整備事業者の募集について

ページＩＤ：1037053

 https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/1011073/kaigo/1018303/ 1037053.html

８　整備費等に対する補助制度

県の地域医療介護総合確保基金（愛知県介護施設等整備事業費補助金）を活用した補助を予定していますが、県及び本市における予算の成立が条件になります。交付については、予算の範囲内となるため、不交付となる可能性があります。なお、補助金申請にあたっては愛知県介護施設整備事業費補助金交付要綱に適合している必要があります。また、補助金を受けて整備した施設・設備（財産）については、その処分（目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊しなど）に対しての処分の制限及び処分に係る制限期間が設けられます。処分制限期間を経過する前に財産処分する場合には事前承認が必要となり、既に交付した補助金の一部又は全部の返還をもとめる場合があります。

　⑴　補助金概要

ア　春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金

地域密着型サービス拠点等の整備を支援するため、工事費・工事請負費について補助するもの。

イ　春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金

開設時から安定した質の高いサービスを提供するための体制整備等の
支援をするため、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、人件費等について補助するもの。

　⑵　交付額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　補助金名サービスの種類 | ア 拠点整備等事業費補助金 | イ 施設開設準備経費等補助金 |
| 小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護 | 39,600千円／施設 | 989千円／宿泊定員 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 39,600千円／施設 | 989千円／定員 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 5,280千円／定員 | 989千円／定員 |

⑶　注意事項

ア　補助金等の助成については、愛知県の地域医療介護総合確保基金（愛知県介護施設等整備事業費補助金）を財源として行う予定ですが、**令和８年度以降の整備に関して、愛知県の補助金があるか未定です**。このため、必ずしも補助金の助成が受けられるものでないことにご留意いただき、補助金を見込まず事業を遂行する計画としてください。

イ　災害レッドゾーン、災害イエローゾーンへの新規整備等は原則**補助の対象外**となります。補助金交付の対象外となる事業は各補助金交付要綱で確認ください。

ウ　補助金の助成を受ける場合は、契約を始めとする工事等の着手は、愛知県介護施設等整備事業費補助金の内示後に行っていただくこととなります。

エ　事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠する等の必要があります。

⑷　参考とする要綱等

　　ア　愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱

イ　春日井市補助金等に関する規則

　　ウ　春日井市地域密着型サービス拠点整備等事業費補助金交付要綱

　　エ　春日井市地域密着型サービス施設開設準備経費等補助金交付要綱

　　オ　春日井市契約規則

９　その他留意事項

⑴　書類の作成、提出に要する費用は応募事業者の負担とし、提出された書類は返却しません。

⑵　応募後に、整備計画に関する資料の提出などを市が求めた場合、その指示に従ってください。

⑶　応募後、整備予定地の現地確認を実施します。

⑷　整備計画に虚偽があった場合、また地域密着型サービス事業者指定申請の内容との間に著しい相違が生じた場合は、整備計画の選定結果を取り消す場合があります。

⑸　選定された整備計画の変更について、サービス水準を下げる変更申請は原則認めません。

⑹　選定された法人内の事業所において、介護保険法等に基づく指導等で是正改善を指摘されたにも関わらず、それに応じていない場合、整備計画の選定を取り消すことがあります。

⑺　選定は、あくまで整備計画を具体的に進めることを認めたものであり、建設を許可する意味のものではありません。各種法令を遵守し、関係機関との調整を行い、近隣住民の理解・協力を得られるよう努めてください。

⑻　書類の提出後、やむを得ない事由で辞退する場合は、辞退届の提出が必要です。確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

10　スケジュール

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 期間 | 備考 |
| １ | 募集期間 | 随時（令和７年６月５日～令和７年11月28日）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 準備が整い次第、整備計画書を提出してください。※応募状況によって締切を早める場合があります。 |
| ２ | 個別相談書類作成事前相談 | 随時 | 本公募における事業者説明会は、開催しません。書類作成に係る質問事項等は、個別に相談を受け付けますので、**事前に電話で予約してください。****（介護・高齢福祉課　0568-85-6921）** |
| ３ | 整備計画書提出 | 整備計画書提出から事業者の選定まで、約３か月（目安）かかります。 | 提出後の書類の差し替えは、原則認めません。**提出に際しては、事前に電話予約の上、お越しください。** |
| ４ | 書面審査 | 整備計画書提出から事業者の選定まで、約３か月（目安）かかります。整備計画書提出から事業者の選定まで、約３か月（目安）かかります。事業者の選定～令和９年３月31日 |  |
| ５ | 審査委員会の開催 | プレゼンテーションの日程等は、後日、事業者に通知します。 |
| ６ | 事業者の選定 | 通知及び市ホームページ上でお知らせします。 |
| ７ | 指定に向けて整備する期間 | 契約を始めとする工事等の着手は、**愛知県介護施設等整備事業費補助金の内示後**に行っていただくことになります。 |
| ８ | 事業の開始時期 | 令和９年４月１日まで |  |

提出書類一覧

資料１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 整備計画書提出書類 | 様式の有無 | ☑ |
| １ | 整備計画書 | 様式１ |  |
| ２ | 法人代表者（予定含む。）の印鑑証明書（３か月以内に発行されたもの） | 原本（副本は写しで可） |  |
| ３ | 誓約書 | 様式２ |  |
| ４ | 法人関係調書 | 様式３ |  |
| ５ | 法人定款 | 写し |  |
| ６ | 法人登記事項証明（全部事項証明）（３か月以内に発行されたもの） | 原本（副本は写しで可） |  |
| ７ | 住民票（法人設立予定の場合で、法人の代表予定者のもの）（３か月以内に発行されたもの） | 原本（副本は写しで可） |  |
| ８ | 役員等に暴力団員等がいないことの誓約書 | 様式４ |  |
| ９ | 貸借対照表（法人設立予定の場合は、代表予定者の預金及び不動産の状況のわかる証明書） | 任意 |  |
| 10 | 令和７年度予算書 | 任意 |  |
| 11 | 決算報告書（直近３年間） | 任意 |  |
| 12 | 事業計画概要書 | 様式５ |  |
| 13 | 地域密着型サービスの建設計画に係る説明状況報告書※（借地・借家用）は土地・建物が賃借の場合のみ提出が必要です。 | 様式６ |  |
| 14 | 地元・隣接地権者への説明状況・借地借家の状況 | 様式７ |  |
| 15 | 介護保険法以外の他法令等の手続き | 様式８ |  |
| 16 | 工事工程表 | 任意 |  |
| 17 | エントリーシート | 様式９ |  |
| 18 | 施設設計図等（周辺図・配置図・平面図・立面図・完成予想図） | 任意 |  |

資料１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 整備計画書提出書類 | 様式の有無 | ☑ |
| 19 | 利用者負担額積算根拠 | 様式10 |  |
| 20 | 資金計画 | 様式11 |  |
| 21 | 資金収支シミュレーション表 | 様式12 |  |
| 22 | 借入金返済計画※必要に応じて融資予定証明を提出していただく場合があります。 | 様式13 |  |
| 23 | 直近３年間の監督官庁の実地指導等結果（指摘事項と改善策） | ― |  |
| 24 | 貸借対照表による財政分析指標 | 様式14 |  |
| 25 | 法人市民税等納税証明書（公債権の滞納がないことを証明する書類） | 原本（副本は写しで可） |  |

※整備計画書を提出する前に、「資料２　応募要件チェック表」を用いて、各要件を満たすか確認してください。

※提出書類の様式は、「春日井市ホームページ」よりダウンロードして使用して下さい。

ｖ令和７年度地域密着型サービス施設整備事業者の募集について

ページＩＤ：1037053

 https://www.city.kasugai.lg.jp/kenko/1011073/kaigo/1018303/ 1037053.html

応募要件チェック表

資料２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 内容 | 適合状況 |
| １ | 法人格を有するもの又は法人設立予定のものである。* 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、社社会福祉法人設立予定であること。
 | 適・否 |
| ２ | 令和９年４月１日までに事業開始が可能である。 | 適・否 |
| ３ | 補助金を見込まず事業を遂行する計画である（全額借入れによる計画は不可。）。 | 適・否 |
| ４ | 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の３以上に相当する額を自己資金又は寄附金で確保している。 | 適・否 |
| ５ | 役員等が、春日井市暴力団排除条例第２条第１号及び第２号に該当していない。 | 適・否 |
| ６ | 法人市民税等の公債権の滞納がない（債務承認し、計画的に分納している場合は除く。）。 | 適・否 |
| ７ | 原則、整備する区域について次の条件を満たしている。・災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに該当しない区域である。・市街化区域内の土地又は市街化調整区域で応募資格における要件を満たす土地である。 | 適・否 |
| ８ | 春日井市の施策に協力し、連携を図る。 | 適・否 |
| ９ | 各種法令を遵守し、確認項目などを関係課に事前に確認するほか、関係機関にも確認した。 | 適・否 |
| 10 | 地域住民への説明会を開催する等、整備計画の十分な周知説明をした。 | 適・否 |
| 11 | 整備予定地に隣接する地権者に対し、整備計画に関する資料を配布し、個別に説明を行っている。 | 適・否 |
| 12 | 実際に借り入れを予定する銀行と協議した上で、現実的な金利が設定されている。 | 適・否 |

※　整備計画書を提出する前に、各要件を満たすか確認してください。

**※　提出後に資格を満たさないことが判明した場合、応募が無効となる場合があります。**